令和元年（2019 年）6 月 26 日
令和元年度 第１回介護保険運営協議会
【 資 料 ５ 】

横須賀市介護保険条例中改正について
（介護保険料の低所得者軽減措置の拡充）

横須賀市介護保険条例の改正を行いましたので報告します。

１．改正の理由

介護保険法施行令の改正（平成31年３月29日公布、平成31年４月１日施行）により、本年10月以降の消費税率引き上げに合わせて、介護保険料の軽減措置が拡大されました。

これに伴い、横須賀市介護保険条例の改正を行い、令和元年５月27日に公布されました（適用は平成31年４月１日より）。

２．改正の概要

（１）所得で区分された17の保険料段階のうち、第１段階から第４段階の保険料について、下表のとおり保険料額を引き下げました。

【改正前・改正後（下線部分）の比較】

段　階	対　　象　　者	保険料基準額（※）に対する割合	保険料額（年額）
第１段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者	0.45 ↓ 0.375	29,700円 ↓ 24,750円
第２段階	市民税世帯非課税者 （課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）		
第３段階	市民税世帯非課税者 （課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下）	0.7 ↓ 0.575	46,200円 ↓ 37,950円
第４段階	市民税世帯非課税者 （第１段階から第３段階以外）	0.75 ↓ 0.725	49,500円 ↓ 47,850円

※平成30年度から令和２年度の保険料基準額は66,000円（年額）

（２）改元に伴う所要の条文整備を行いました。